

青森市勤労者互助会

ご利用ガイド

GUIDE BOOK 2024

慶弔金や
各種祝金の支給で、
毎日の生活が充実、
勤労意欲向上！

会員割引料金で
ご利用頂ける
レジャー施設などが
あります。

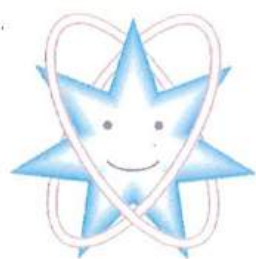
主催事業が
盛りだくさん！
参加料は
割安・破格！

月1回の会報で
主催事業や
お得な情報を
お知らせ！

事業主、従業員
パート・アルバイト
すべての方が
加入可能です。

給付や助成は
会の運営費から！
事業所の福利厚生
経費の負担を軽減。





INTRODUCTION

はじめに

「ガイドブック」は、ご入会頂いただきました皆様に、
当会の制度や利用方法、事務手続きの方法について
ご理解いただき、有効利用して頂くための手引きとして
配布致しております。ぜひ、ご活用ください。

インフォメーション

青森市勤労者互助会の概要	P 4
青森市勤労者互助会の沿革	P 4
入会	P 5
変更・退会	P 6
会費	P 7

福利厚生

青森市勤労者互助会主催事業について	P 8
-------------------	-----

慶弔共済

慶弔共済金の請求と給付	P 9
慶弔共済金一覧	P 13

助成制度

宿泊・検診助成	P 14
インフルエンザ予防接種助成	P 15

料金販売

販売品一覧	P 16
-------	------

「青森市勤労者互助会シンボルマーク」
2つのリングは勤労者と事業主を。星は青森市を
意味し3者が連携・協力して勤労者福祉の向上を
図ることをイメージしています。



手続き書類

申請手続きについて.....	P 17
事業所入会申込書.....	P 18
会員登録.....	P 19
変更届.....	P 20
会員カード再交付申請書.....	P 21
退会届.....	P 22
慶弔共済請求書兼証明書.....	P 23
宿泊助成申請書.....	P 24
検診助成申請書.....	P 25
インフルエンザ予防接種助成申請書.....	P 26
チケット・主催事業申込書.....	P 27
チケット直送申込書.....	P 28

全福センターについて

概要.....	P 29
---------	------

こくみん共済 Coop への加入について

概要.....	P 29
---------	------

青森市勤労者互助会の概要

- ◆ 事業主体 一般財団法人 青森市産業振興財団
- ◆ 所在地 青森市問屋町1丁目10-10 青森市はまなす会館内
- ◆ 理事長 柳谷 章二
- ◆ 目的 青森市内の中小企業等に働く勤労者の福祉向上と福利厚生
の増進を図ることを目的とする
- ◆ 加入対象 青森市内の中小企業等に働く勤労者及び事業主
- ◆ 運営 会員の皆様から頂く会費を原資として各事業を実施、管理
運営費については青森市からの助成金を頂き運営する

青森市勤労者互助会の沿革

- ◆ 昭和 45 年 4 月 15 日 青森市勤労者互助会 設立 （会員数 54 名）
- ◆ 平成 12 年 4 月 15 日 設立 30 年 （会員数 1,320 名）
- ◆ 平成 14 年 4 月 1 日 財団法人 青森共同福祉施設へ事業継承
（互助会事業として財団へ継承）
- ◆ 平成 15 年 4 月 1 日 財団法人 青森産業展示館へ事業継承
（互助会事業として財団へ継承）
- ◆ 平成 25 年 4 月 1 日 一般財団法人へ移行
一般財団法人青森市産業振興財団にて事業継承

青森市勤労者互助会 入会

- ◆ 新規入会 入会できる方 青森市内に事業所や営業所等がある
中小企業・法人等の事業主及び勤労者
※原則、事業所単位加入
入会の手続き 次の書類に必要事項を記入し、事務局へ提出して下さい
 - ①事業所入会申込書 1 部（18 ページ）
 - ②会員登録 入会者数分（19 ページ）
 - ③預金口座振替依頼書 1 部（別途配布）
- ◆ 追加加入 入会済み事業所で、新採用等で勤労者の増加により追加入会される場合は会員登録（19 ページ）を人数分御記入頂き事務局へ提出して下さい
- ◆ 会員カード 入会手続きが完了し、会員になりますと、会員カードを交付致します。会員カードの提示により、多くの特典が受けられますので大切に保管して下さい。
カードには全福センター加盟のマークもついています。
全福センターのサービス利用時にもご利用頂けます。
- ◆ カード再交付 会員カードを紛失したり、破損等があった時は会員カード再交付申請書（21 ページ）に必要事項を記入し事務局へご持参下さい。引換にて発行致します。

青森市勤労者互助会 変更

◆変更 次のいずれかに変更が生じた時は、変更届（２０ページ）を事務局へ提出して下さい。

- ①事業所の名称・所在地・TEL・FAX・メールアドレス
- ②代表者名・事務担当者名
- ③会費振替金融機関・口座番号・口座名義人
- ④会員氏名・住所・TEL
- ⑤会員の同居家族
- ⑥その他

青森市勤労者互助会 退会

◆退会 会員が、退職等の理由により退会する時は、退会届（２２ページ）を提出し、会員カードを事務局に速やかに返却して下さい。

《注》事務局が退会届を受理した日を退会日とさせていただきます。

退会届が受理されていない間の会費はお支払い頂きますので、予めご了承下さいませ。

青森市勤労者互助会 会費

- ◆ 新規入会 入会金 1 人 400 円 入会時 1 回限り
会費 1 人 500 円 月額 （原則、事業所と会員の折半）
- ◆ 納入方法 入会時にご提出頂く振替口座から事業所単位で自動振替
（引落）させていただきます。（その他のお支払方法は応相談）
- ◆ 納入期日 毎月 15 日時点の会員数をもとに毎月末日に当月分の会費
として自動引落させていただきます。
※末日が土日にあたる場合、その後の平日に引落されます。
引落以外の支払方法の方も毎月末日までにお支払い下さい。
《注》ご入会頂いた時点での口座振替登録状況によっては
入会金と会費を現金にて貰い受けるか、または
登録手続完了時に 2 か月分を引落しさせていただきます。
- ◆ 会費の負担 会費の事業所負担分は、税法上、損金または必要経費と
して処理することが出来ます。ただし、一部の従業員のみの
負担は「給料」とみなされ所得税の対象となりますので、
福利厚生 성격上、なるべく全従業員の入会をお薦め致
しております。また、当団体は営利を目的とした団体では
なく会費等は福利厚生事業費として会員に還元されてお
ります。消費税基本通達 5－5－3 により入会金および
会費は消費税の課税対象外として取り扱います。
- ◆ 会費の返還 納入後の会費は、原則、返還出来ませんのでご了承下さい。

青森市勤労者互助会の事業

- ◆ 事業内容
1. 給付事業 … 在職中の安定のために
 - ①慶弔共済金の給付（13ページ）
 - ②傷病、住宅災害などの見舞金の給付（13ページ）
 2. 福利厚生事業 … 余暇活動の充実のために
 - ①各種チケットの斡旋販売（16ページ）
 - ②主催事業・イベント企画
 - ③提携施設、各種レジャー施設の利用料割引
 - ④キャンプ用テント無料貸出
 - ⑤宿泊助成金の支給（14ページ）
 3. 健康増進事業
 - ①脳ドック助成（14ページ）
 - ②内視鏡検診助成（15ページ）
 - ③インフルエンザ予防接種助成（15ページ）
 5. その他
 - ①各種講座などの紹介や参加料助成
 - ②（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
加入と福利サービスの利用（29ページ）

慶弔共済金・給付金の支給

● 給付資格

互助会の会員となった月の翌月1日以降に給付事由が発生した場合に支給されます。

● 請求から支給までのながれ

(1) 届出

給付事由が発生したら、所定の「慶弔共済請求書兼証明書」に必要事項を記入し、給付事由を証する書類（13ページ参照）を添付して事業所に提出して下さい。

(2) 請求

事業所は「慶弔共済請求書兼証明書」に事業所の証明印を押印の上、給付事由を証する書類を添付して事務局まで郵送または持参して下さい。
※ FAXにて受付できるものもございます。随時、お問合せ下さい。

(3) 給付決定

「慶弔共済請求書兼証明書」が受理されますと15日締め末日支給または末日締め翌月15日支給のいずれかで、お振込にて事業所の指定口座に慶弔共済金・給付金を支給致します。

(4) 支給

事前に「給付通知書」をもって該当事業所に支給内容をお知らせ致します。入金をご確認頂き、該当会員へ慶弔共済金・給付金をお渡し下さい。

● こんな時は…

指定の添付書類が揃わない ⇒ 代替の証明書をご紹介できます！事務局まで。

請求を忘れていました ⇒ 事由発生後3年以内であれば請求できます。

住宅災害が発生しました ⇒ こくみん共済Coopが給付決定します。
被災状況調査が必要で支給までに日数を要します。

登録家族、全員が対象です ⇒ 会員・登録家族ともに全員で請求できるものも有ります。御相談下さい。

《注意》 支給要件や支給額については、青森市勤労者互助会運営委員会で審議の上改正されることもございます。その場合は、随時、会報や公式HPなどで周知致しますので、ご了承下さい。

慶弔共済金・給付金の支給認定基準

慶弔共済金・給付金は、この認定基準に合致する場合に支給しますが、会員が共済事由発生から請求を3年以上怠った場合、請求の書類に不実のことを表示し、それらの書類を偽造もしくは変造した場合などは共済金・給付金は支給しないものとします。

【祝金・結婚】

結婚とは、会員本人を対象とした法律上の婚姻をいいます。

【祝金・出生】

出生とは、会員と配偶者との間に生まれた子の出生をいいます。ただし、妊娠7か月以上の胎児が死亡して出生した場合および生後14日以内に死亡した場合は対象外。双生児の出生は2件とし、双生児以上の場合も出生数と同じ数を件数とします。

【祝金・就学】

就学とは会員の子（原則として会員の実子で、かつ、会員と同一生計にある子）の小学校就学・中学校就学をいいます。

ただし、実子でなくても会員の養子、継子、義子であって同居し、かつ、会員と同一生計にある（扶養している）場合は会員の子とみなします。

【祝金・卒業】

会員本人が夜間部または通信制などで高校・短大・大学を卒業した時をいいます。

【祝金・成人】

会員本人が、満20歳を迎えた時をいいます。

【祝金・還暦】

会員本人が、満60歳を迎えた時をいいます。

【祝金・古希】

会員本人が、満70歳を迎えた時をいいます。

【祝金・銀婚】

戸籍の入籍日より25年目をいい、夫婦とも健在な場合をいいます。

【祝金・勤続】

同一事業所に継続して勤務している年数（5、10、15、20、25、30、35、40年目）をいいます。ただし、出向・派遣等の期間がある場合は、出向・派遣元（本社等）の証明をもって勤続年数に含みます。事業主が勤続年数を証明することとします。

慶弔共済金・給付金の支給認定基準

【見舞金・傷病】

外傷または傷病により連続してそれぞれの日数（14、30、90、120日以上）休業したものをいいます。ただし、会員が入会時にすでに外傷または傷病を負った状態にある時は対象外とします。また、過去に支給された外傷または傷病と同一のものも対象外とする。休業日数に関しては医師の発行する診断書、事業所の休業証明などをもってその日数とします。

【見舞金・住宅災害】

- 1 住宅とは、現に会員が居住する生活の本拠をいい、貸間、店舗、事務所、作業所、物置等を含みません。
- 2 全焼・全壊、半焼・半壊、一部焼失・一部損壊とは次に定めるものをいい、消火救助活動に付随して生じた損害は火災によるものとみなします。
 - （1）全焼・全壊とは建物（建物が不燃物の場合においては不燃物部分を除くもの）とします。以下、この号において同じ）の70%以上を焼破損した場合をいうものとし、焼破損の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてなお使用できない場合を含むものとします。
 - （2）半焼・半壊とは建物の焼破損の程度が全焼・全壊のそれに満たないが、建物の20%以上を焼破損した場合をいうものとします。
 - （3）一部焼失・一部損壊とは建物の20%未満を焼破損した場合で、損害の額が2,000円をこえる場合をいうものとします。
- 3 全壊・流失、半壊・床上浸水とはそれぞれ次に定めるものとします。この場合において自然に伴って生じた火災による損害は自然災害による損害とみなします。
 - （1）全壊・流失とは建物の70%以上を損壊し、または流失した場合をいうものとし、損害の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えて、なお使用できない場合を含むものとします。
 - （2）半壊とは建物の損害の程度が全壊・流失のそれに満たないが建物の20%以上を損壊した場合をいうものとし、壁の全面積の70%以上が崩落した場合やその他これらと同程度の損害に相当すると認められるものを含むものとします。
 - （3）床上浸水とは床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合をいうものとし、床面以上に土砂が流入した場合または住宅の損害額が100万円を超える一部損壊の場合も含むものとします。

慶弔共済金・給付金の支給認定基準

【死亡弔慰金・本人】

会員の死亡。病死、事故死、自殺をいいます。

共済金支払の免責として次の場合は共済金を支払わないものとします。

- ア 共済事由の発生が共済金受取人または会員の故意（自殺を除く）または重大な過失によるとき。
- イ 共済事由の発生が共済金受取人または会員の犯罪行為によるとき。
- ウ 火災、自然災害等によるとき。

【死亡弔慰金・配偶者】

配偶者とは、会員の配偶者をいい法律上の婚姻をいいます。

【死亡弔慰金・子】

子とは会員と同一生計にある子をいいます。なお、妊娠7ヶ月以上の死産を含むものとします。

【死亡弔慰金・親】

親とは会員及び配偶者の実父母をいいます。ただし、養子縁組した者については養子縁組による父母をいいます。

慶弔共済金・給付金の支給要件・添付書類等

共済事由及び区分			給付金額	必要書類	添付書類
祝金	結婚	会員期間3年未満	10,000円	慶弔共済請求書兼申請書	結婚式案内状 または戸籍抄本 または 結婚受証明書
		会員期間3年以上5年未満	20,000円		
		会員期間5年以上	30,000円		
	出生	会員のお子様が誕生した時	8,000円		母子手帳の 出生届出済証明書 または 出生受理証明書 または戸籍抄本
	就学	会員のお子様が小学校に入学した時	5,000円		入学通知書 または 在学証明書
		会員のお子様が中学校に入学した時	5,000円		
	卒業祝金	会員が夜間部または通信制で 高校・短大・大学を卒業した時	5,000円		卒業証明書
	成人	会員が満20歳を迎えられた時	5,000円		事業所の証明 または 運転免許証か 保険証のコピー
	還暦	会員が満60歳を迎えられた時	10,000円		戸籍謄本
	古希	会員が満70歳を迎えられた時	10,000円		
見舞金	傷病	14日以上	5,000円	○関係官署の罹災証明 ○その他の必要書類 ※住宅災害の場合は 被災状況調査が必要と なります。 被災された場合は、早急に 青森市勤労者互助会 事務局まで御連絡を 頂きますようお願い致します。	事業所の証明
		30日以上	8,000円		医師の診断書 または 休業期間を 証明できる書類
		90日以上	12,000円		
		120日以上	17,000円		
	火災	全焼・全壊	100,000円以内		
	落雷	半焼・半壊	90,000円以内		
	爆発 等	一部焼・損壊・消防冠水	30,000円以内		
	自然災害	全焼・全壊・流出(70%以上)	30,000円以内		
		半焼・半壊(20%以上)	15,000円以内		
		一部損壊:損害額100万超	3,000円		
		一部損壊:損害額20万～100万以下	1,000円		
		床上浸水	15,000円以内		
死亡弔慰金	本人		10,000円	慶弔共済 請求書 兼 申請書	戸籍謄本 または戸籍抄本 (死亡広告 葬儀案内状 死亡診断可)
	配偶者		8,000円		
	子		8,000円		
	親		5,000円		

助成制度のご案内

● 宿泊助成

互助会では、会員と家族の皆様が充実した楽しい余暇時間を過ごせるように宿泊助成を行っています。

利用資格 ◆ 会員および家族の方

助成条件 ◆ 会員1人につき、年度内1回限り宿泊助成を行います。

助成金額 会員2,000円 家族1,000円

※ 会員本人が同行しない宿泊は助成対象外になります。

※ 出張や社員旅行などは助成対象外です。

申請方法 ◆ 宿泊助成申請書に必要事項をご記入の上、宿泊先の領収証（写し可）を添付し郵送、持参、FAXして下さい。
※ 申請は会員本人が行うこと。また、添付する領収証は会員の氏名で宿泊者数が明記されたものに限りです。

支給方法 ◆ 申請書に記された口座（会員の個人口座）へ15日締め末日または末日締め翌月15日にお振込致します。

● 脳ドック検診助成

互助会では、会員が健康な体を維持できるよう、脳ドック検診の受診に際し助成を行っています。

利用資格 ◆ 45歳以上の会員

助成条件 ◆ 会員1人につき、年度内1回限り助成を行います。

助成金額 会員5,000円

申請方法 ◆ 脳ドック検診受診後、申請書に必要事項を記入し医療機関の領収証（写し可）を添付し郵送、持参、FAXして下さい。
※ 申請は会員本人が行うこと。また、添付する領収証は会員の氏名で検診内容が明記されたものに限りです。

支給方法 ◆ 申請書に記された口座（会員の個人口座）へ15日締め末日または末日締め15日にお振込致します。

● 内視鏡（胃・大腸）検診助成

互助会では、会員が健康な体を維持できるよう、内視鏡検診（胃または大腸のいずれか）の受診に際し助成を行っています。

利用資格 ◆ 35歳以上の会員

助成条件 ◆ 会員1人につき、年度内1回限り助成を行います。

助成金額 会員2,500円

申請方法 ◆ 内視鏡検診受診後、申請書に必要事項を記入し医療機関の領収証（写し可）を添付し郵送、持参、FAXして下さい。
※ 申請は会員本人が行うこと。また、添付する領収証は会員の氏名で検診内容が明記されたものに限りです。

支給方法 ◆ 申請書に記された口座（会員の個人口座）へ15日締め末日または末日締め15日にお振込致します。

● インフルエンザ予防接種助成

互助会では、会員と登録家族の皆様が健康な体と安全を維持できるよう、インフルエンザ予防接種助成を行っています。

利用資格 ◆ 会員および登録家族の方

助成条件 ◆ 会員1人につき、年度内1回限り助成を行います。

助成金額 会員および登録家族1回につき500円
（1回目と2回目の接種が対象です。）

申請方法 ◆ 予防接種後、申請書に必要事項を記入し医療機関の領収証（写し可）を添付し郵送、持参、FAXして下さい。

※ 申請は会員本人が行うこと。また、添付する領収証は会員または登録家族の氏名で接種内容が明記されたものに限りです。

※ 予防接種助成はご家族分だけの申請も受付しています。

支給方法 ◆ 申請書に記された口座（会員の個人口座）へ15日締め末日または末日締め翌月15日にお振込致します。

**申請について、ご不明な点などがありましたら
担当者がお答えします！お気軽に事務局までお電話を！**



毎日のお仕事や生活に欠かせない利用頻度の高そうなチケットや物品を割安な会員価格で幹旋販売致します。

下表の定番品以外にもコンサートチケットや展示会チケット、スキー場のリフト券などの販売もございます。定番品以外のものは毎月発行する会報にて随時ご紹介しております。

また、青森市勤労者互助会の提携店においてご利用時に会員割引などの特典が受けられるサービス がございます。会報掲載にて周知致しておりますので、ご確認下さい。

特定商取引法に基づく表示

事業者名称	一般財団法人 青森産業振興財団
通信販売業務責任者	小鹿 雅仁
所在地	〒030-0131 青森市間屋町1丁目10番10号
電話番号	017-764-5061
メールアドレス	info@aomori-ksg.jp
商品の幹旋価格	都度、会報・公式HP等にて商品ごとに表示
購入方法	商品ごとに定められた申し込み方法に従い、直接、弊会へメール・FAX等でお申込みの上、ご購入下さい。
お支払方法	都度、会報・公式HP等にて商品ごとに表示
代金の支払い時期	都度、会報・公式HP等にて商品ごとに表示
送料等の付帯費用	都度、会報・公式HP等にて商品ごとに表示
商品の引き渡し時期	都度、会報・公式HP等にて商品ごとに表示
返品交換について	納品後の返品は御容赦下さい。ただし、商品の破損および誤った商品のお届け等がありましたら弊会までご連絡下さい。商品の性質によって対処が異なりますので、随時、弊会より対処についてご説明等をさせていただきます。
販売数量の制限	都度、会報・公式HP等にて商品ごとに表示

チケット販売してます（購入時間帯：平日・土曜：9時～20時まで／日曜・祝日：9時～16時まで）

施設・券種		一般価格	会員価格	備考
映画館券	青森松竹アムゼ1・2・3 シネマヴィレッジ8・イオン柏	大人1,800円	900円	有効期限購入日から3ヶ月間
		大学1,400円	900円	
		小中高1,000円	900円	
		幼児900円	900円	
		シニア1,100円	900円	
	イオンシネマ新青森	1,800円	1,300円	2024/11/30
入場券	浅虫水族館 年間パスポート	一般・高校2,610円	2,000円	
		小・中学生1,300円	1,000円	
	浅虫水族館 入館券	一般・高校1,030円	620円	
		小・中学生510円	280円	
青森市営企業局 交通部	AOPASS(無記名式)	1,000円	500円	
特別利用券	東京ディズニーリゾート コーポレートプログラム 利用券	会員3,000円	無料	オンラインチケット 購入にも使用可
特別利用券	東京ディズニーリゾート コーポレートプログラム 利用券	家族500円	無料	オンラインチケット 購入にも使用可
ジェフグルメカード	全国共通お食事券	500円	485円	
子ども商品券	(株)トイカード オリジナルデザイン券	500円	480円	受注発注 有効期限 随時更新
		1,000円	960円	

申請手続き

■ 入会申請（事業所） ⇒ P18 事業所入会申込書（新規）

新たに入会される際、必ずご提出下さい。

■ 入会申請（会員） ⇒ P19 会員登録（新規）

新規入会希望の方は、1名につき1枚、必ずご提出下さい。

既に入会されている事業所にて新たに入会を希望する方も提出をお願い致します。

■ 変更申請 ⇒ P20 変更届

入会時に申請した事業所情報、会員情報を変更される際、ご提出下さい。

■ 会員カード再交付申請 ⇒ P21 会員カード再交付申請書

会員カードの再交付を希望される際、ご提出下さい。

■ 退会申請 ⇒ P22 退会届

事業所の退会や、会員（個人）の退会を希望される際、ご提出下さい。

■ 慶弔共済金・給付金申請 ⇒ P23 慶弔共済請求書兼証明書

各種慶弔・見舞金の申請時に添付資料を添えご提出下さい。（P13参照）

住宅災害見舞金については申請前に事務局にお電話下さい。（P13参照）

■ 宿泊助成申請 ⇒ P24 宿泊助成申請書

P14の資格・条件、申請方法に則って、ご提出下さい。

■ 脳ドック・内視鏡検診助成申請 ⇒ P25 検診助成申請書

P14～15のそれぞれの資格・条件、申請方法に則って、ご提出下さい。

■ インフルエンザ予防接種助成申請 ⇒ P26 インフルエンザ予防接種助成申請書

P15の資格・条件、申請方法に則って、ご提出下さい。

■ 幹旋販売品購入・事業参加申請 ⇒ P27～28 チケット等共通申込書 主催事業・イベント申込書

P16の幹旋販売品のご購入時、イベントへの参加希望時に、ご提出下さい。



各申請書類の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局まで、お問合せ下さい。

※太枠の中をご記入ください。

(事業所データ用)

※ご注意

- ・事業所名は正式名称を記入してください。
- ・代表者名を記入後、社印を押印してください。

– 18 –

会 員 登 録 (新 規)

※太枠の中をご記入ください。

(個人データ用)

		事業所番号		会員番号		
事業所名				入会年月日	退会年月日	
会 員 デ ー タ	ふりがな			生年月日		性別 1. 男 2. 女
	氏名			西暦 年 月 日		
	住所	〒 ー TEL: E-mail:				
	入社年月日	西暦 年 月 日				
	結婚記念日	西暦 年 月 日				
同 居 の 家 族	ふりがな	性別	続柄	同居・別居	生年月日	
	氏名				西暦 年 月 日	
		男・女		同・別	西暦 年 月 日	
		男・女		同・別	西暦 年 月 日	
		男・女		同・別	西暦 年 月 日	
		男・女		同・別	西暦 年 月 日	
		男・女		同・別	西暦 年 月 日	

事務局長	館長	係

変 更 届

※太枠の中をご記入ください。

西暦 年 月 日

一般財団法人 青森市産業振興財団 様
(青森市勤労者互助会)

事業所番号		会員番号	
事業所名			
会員氏名			

下記の事項に変更がありましたのでお届けします。

変更箇所	事業所	○事業所名称 ○所在地 ○TEL ○FAX ○E-mail ○代表者名 ○事務担当者名 ○公休日 ○取り扱い口座変更				
	会員	○氏名 ○入社年月日 ○同居家族の異動(追加・変更・削除) ○住所 ○TEL ○E-mail ○結婚記念日				
変更内容						
同居家族の異動	ふりがな 氏 名	性別	続柄	生年月日	変更区分	
		男・女		西暦 年 月 日	追加・変更・削除	
		男・女		西暦 年 月 日	追加・変更・削除	
		男・女		西暦 年 月 日	追加・変更・削除	
		男・女		西暦 年 月 日	追加・変更・削除	

※ご注意

- ◆事業所届出の変更には、会員氏名は必要ありません。
- ◆変更箇所の該当事項をチェックし、変更内容を記入してください。
- ◆変更届で退会手続きはできません。
- ◆当センターが変更を受理した日を承認日とさせていただきます。

			受付印
事務局長	館長	係	

※太枠の中をご記入ください。

西曆

年 月 日

事業所番号					会員番号						
事業所名											
会員氏名											
会員住所	〒 —										
	TEL:					E-mail:					

下記の事由により、会員カードの再交付を申請します。

1. 紛失
2. 破損
3. 結婚等による氏名変更
4. その他()

			受 付 印
事務局長	館 長	係	

退 会 届

※太枠の中をご記入ください。

一般財団法人 青森市産業振興財団 理事長 様
(青森市勤労者互助会)

西暦 年 月 日

事業番号

事業所名 印

互助会を退会したいので、お届けします。

○事業所退会(全員退会)

○個人退会

会 員 番 号	ふ り が な 氏 名	退 会 年 月 日	退 会 理 由
		西暦 年 月 日	1. 退職 2. 死亡 3. 任意
		西暦 年 月 日	1. 退職 2. 死亡 3. 任意
		西暦 年 月 日	1. 退職 2. 死亡 3. 任意
		西暦 年 月 日	1. 退職 2. 死亡 3. 任意
		西暦 年 月 日	1. 退職 2. 死亡 4. 任意
		西暦 年 月 日	1. 退職 2. 死亡 5. 任意

※ご注意

- ◆事業所退会(全員退会)の場合、会員氏名や退会理由等の記載は必要ありません。
- ◆退会届を受理した日を退会承認日とさせていただきます。

			受 付 印
事務局長	館 長	係	

**慶 弔 共 済 請 求 書
兼 証 明 書**

※太枠の中をご記入ください。

西暦 年 月 日

一般財団法人 青森市産業振興財団 理事長 様
(青森市勤労者互助会)

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">交付番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td>円</td> </tr> </table>		交付番号		交付額	円	事務局長 館 長 係						
		交付番号										
交付額	円											
会員番号 -		会員氏名		性別 男 女	生年 月 日							
お 祝 い 金	結 婚	1. 会員期間3年未満		配偶者氏名(ふりがな)		配偶者生年月日		婚姻届出日		届出役所名		
		2. 会員期間5年未満		()								
		3. 会員期間5年以上										
	子 の 出 生			配偶者氏名(ふりがな)		出産年月日		出生児氏名(ふりがな)				
				()				()				
				病院名 性別 男 女 所在地・TEL 								
	子 の 入 学	子の氏名(ふりがな)		子の生年月日		入学年月日		小・中学校名		生活の区分		
		()								1. 同居 2. 別居		
	還 暦	事由確定日		古 希	事由確定日		成 人	事由確定日		卒 業	年月日 卒業校	
金	銀 婚 (結 婚 25 周 年)			配偶者氏名(ふりがな)		配偶者生年月日		婚姻届出日		事由確定日		
				()								
永 年 勤 続		就職年月日		事由確定日		勤続年数						
						勤続 5・10・15・20・25・30・35・40 年目						
傷 病 見 舞 金	休 業 期 間	1. 14日以上 30日未満		傷病名								
		2. 30日以上 90日未満		休業期間		年 月 日～ 年 月 日(日間)						
		3. 90日以上120日未満		給付済期間		年 月 日～ 年 月 日(日間)						
		4. 120日以上		病院名								
				所在地・TEL								
死 亡 弔 慰 金	家 族 の 死 亡	死亡者氏名(ふりがな)		性 別	男 女	年齢		死亡年月日		生活の区分		
		()				満 歳				1. 同居 2. 別居		
						会員との関係		1. 配偶者 2. 子(死産 ヲ月) 3. 親(実・義・養・継)				
備考												

上記の請求事項について証明します。給付金については、当事業所の指定口座に振り込んでください。

事業所番号

事業所名

事業主

印

宿 泊 助 成 申 請 書

※太枠の中をご記入ください。

西暦 年 月 日

一般財団法人 青森市産業振興財団 理事長 様
(青森市勤労者互助会)

下記のとおり、宿泊助成を申し込みます。

事業所番号		会員番号	
事業所名			
会員氏名	印		
住 所	〒 ー		
	TEL: E-mail:		

利用施設名

宿 泊 日	宿 泊 施 設 名	宿 泊 人 員	大人	人
年 月 日			子供	人

※子供は小学生までといたします。

利用者一覧

会員番号	利用者氏名	続 柄	助成決定	助 成 額
			可・否	
			可・否	
			可・否	
			可・否	
			可・否	
合計	名	助成額計		円

上記のとおり、助成額を決定し、交付します。

西暦 年 月 日

※口座振込希望の場合のみ記入してください

助成金振込先	
銀行	支店
信用金庫	
()	
預金種目	
○普通	○当座 ○貯金
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

※ご注意

◆助成金対象者は、会員本人とその同居している配偶者、親及び扶養している子供に限ります。

事務局長	館 長	係	受 付 印

検 診 助 成 申 請 書

※太枠の中をご記入ください。

西暦 年 月 日

一般財団法人 青森市産業振興財団 理事長
(青森市勤労者互助会)

下記のとおり、検診助成を申し込みます。
※医療機関の領収証コピー(会員名で受診内容のわかるもの)を添付して下さい。

助成額	円	※金額は記入しないで下さい。
-----	---	----------------

事業所番号					事業所名	
					印	

会員番号					氏 名		男 ・ 女	生年月日			
								西 暦	年	月	日
住 所								電話番号			
〒 -								- -			

受診科目 ※該当するものに○をつけて下さい。		
1. 胃内視鏡検診	2. 大腸内視鏡検診	3. 脳ドック検診

受診年月日		受診医療機関	
西暦		名 称	
年	月	住 所	
日			

振 込 先									
銀 行 ・ 信用金庫								本 店	
労働金庫 ・ 信用組合								支 店	
預金種目	口座番号						(フリガナ) 口座名義人		
1. 当座									
2. 普通									

			受 付 印
事務局長	館 長	係	

インフルエンザ予防接種助成 申請書

※太枠の中をご記入ください。

西暦 年 月 日

一般財団法人 青森市産業振興財団 理事長
(青森市勤労者互助会)

下記のとおり、インフルエンザ予防接種助成を申し込みます。
※医療機関の領収証コピー(会員名で接種内容のわかるもの)を添付して下さい。

助成額	円	※金額は記入しないで下さい。
-----	---	----------------

事業所番号	事業所名
	印
会員番号	会員氏名

会員氏名	回数	接種年月日	接種機関	助成	助成額
	1回目	/ /		可・否	
	2回目	/ /		可・否	
ご家族氏名	1回目	/ /		可・否	
	2回目	/ /		可・否	
	1回目	/ /		可・否	
	2回目	/ /		可・否	
	1回目	/ /		可・否	
	2回目	/ /		可・否	

振 込 先					
※ 会員様の名義口座を御記入下さい。					
銀 行・信用金庫					本 店
労働金庫・信用組合					支 店
預金種目	口座番号		(フリガナ) 口座名義人		
1.当座					
2.普通					

			受 付 印
事務局長	館 長	係	

事業所番号

事業所名

ご担当者様

電話

チケット等 共通申込書

No.	チケット名 または 番号	利用会員氏名	券種・区分	申込枚数
1				
2				
3				
4				
5				

購入方法 ☐ 窓口購入 ☐ 宅急便コレクト
 ※ご希望の購入方法にチェックをお願い致します

希 コ レ ク ト 記 入 利 用 欄	お届け先住所	〒
	お受取人(会員)氏名	
	お電話番号	
	お届け指定 月 日	午前中・12-14・14-16・16-18・18-20・20-21

主催事業・イベント申込書

No.	主催事業・イベント名	参加者氏名	会員との続柄	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ コピーしてお使いください。

※ お申込みは FAX : 017-764-5062 または 郵送かメールにて。

事業所番号

事業所名

ご担当者様

電話

こども商品券 直送申込書

No.	チケット名 または 番号	利用会員氏名	券種・区分	申込枚数
1				
	お送り先住所		御受取人氏名・電話番号	
	〒		() -	
No.	チケット名 または 番号	利用会員氏名	券種・区分	申込枚数
2				
	お送り先住所		御受取人氏名・電話番号	
	〒		() -	
No.	チケット名 または 番号	利用会員氏名	券種・区分	申込枚数
3				
	お送り先住所		御受取人氏名・電話番号	
	〒		() -	
No.	チケット名 または 番号	利用会員氏名	券種・区分	申込枚数
4				
	お送り先住所		御受取人氏名・電話番号	
	〒		() -	
No.	チケット名 または 番号	利用会員氏名	券種・区分	申込枚数
5				
	お送り先住所		御受取人氏名・電話番号	
	〒		() -	

※ お申込みは FAX : 017-764-5062 または 郵送かメールにて。

◎ 全福センターについて

● 青森市勤労者互助会も全福センターの一員です

全福センターとは、正式名称を一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターといいます。全国各地にある互助会やサービスセンターを様々な形でサポートし、サービス提供をして下さっている団体です。

青森市勤労者互助会も全福センターに会員として加盟しておりますので、青森市勤労者互助会に在会中の全ての事業所、全会員が全福センターのサービスを利用する権利を有します。

全福センターの詳細は公式HP <http://www.zenpuku.or.jp/> をご覧頂きサービス利用にあたっては ID: th パスワード: zenpuku を用いてログインにご利用下さい。

青森市勤労者互助会を退会した事業所・会員は全福センターのサービス利用が出来なくなりますのでご了承下さい。

◎ こくみん共済Coopについて

● 青森市勤労者互助会の全会員が全労済に加入

青森市勤労者互助会の運営費より掛金を支払い、全会員が全労済に加入しております。住宅災害見舞金などの給付が受けられる他、全労済の「住宅保障」「生命保障」「自動車補償」などの契約や相談が可能です。

ご要望に応じ全労済担当者が事業所訪問も実施！万一の備えを万全に！

全福センター加盟の互助会やサービスセンターだけに優遇された内容の保障提供や割安な掛金のプラン提供もごさいます。

会員の皆様には、見舞金の申請をお忘れないうようお願い申し上げます。